

広島市週休2日工事（建築・設備工事）の試行について

Q & A

目次

Q 1 必ず土曜日及び日曜日に休まないといけないのか。……………	3
Q 2 休日等取得計画表兼実績表の現場閉所（現場休息）予定日の振替日はいつでもよいのか。…	3
Q 3 夏期休暇(3日間)及び年末年始休暇(6日間)はどのように定めるのか。……………	3
Q 4 週休2日の対象期間はいつからいつまでか。……………	3
Q 5 休日でも警備員による交通誘導等が必要な場合、交通誘導は現場作業となるのか。…………	4
Q 6 工事完了日とは何か。……………	4
Q 7 休日の取得確認はどのように行うのか。……………	4
Q 8 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。……………	4
Q 9 どのような場合に請負代金額の変更対象となるのか。……………	4
Q10 工事成績評定で評価するのか。……………	5
Q11 週休2日が達成できなかった場合に工事成績評定でのペナルティーはあるのか。……………	5
Q12 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日工事として認められないことにな るのか……………	5
Q13 土木工事では、週2日工事の場合、共通仮設費、現場管理費について補正を行うこととして いるが、これらについて建築・設備工事では補正を行わない理由は何か。……………	5
Q14 週休2日（現場閉所（現場休息））を実施する場合、中小規模の工事においては現場管理費 と一般管理費の更なる引上げが必要ではないか。……………	6
Q15 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。……………	6
Q16 週休2日工事の労務費補正を行う場合（契約変更時）、請負比率を乗じるのか。……………	6
Q17 週休2日（現場閉所（現場休息））確保のためには適正な工期設定が必要ではないか。…………	6
Q18 週休2日（現場閉所（現場休息））とすることで広島市発注の建築・設備工事では工期はどう なるのか。……………	6
Q19 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場 が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。……………	6
Q20 現場閉所（現場休息）の確認は監督員の現地での確認が必要か。……………	7
Q21 工事完成検査時や請負代金の支払い後に虚偽の申請が行われたことが判明した場合、どの ように対応するか。……………	7
Q22 請負代金額の変更を行う前には、事務処理にある程度の期間が必要である。通期の週休2 日又は月単位の週休2日を達成した（する）と判断する時期についてはいつごろを想定してい るか。……………	7
Q23 過年度にわたる長期工事の場合は、いつ請負代金額の変更をするのか。……………	7
Q24 要領に定めのない事項が発生した場合、どのように対応すればいいのか。……………	7
Q25 改修工事の場合、適正工期をどのように設定すればよいのか。……………	7

- Q26 改修工事の場合、後片付け期間が明確になっていないが、どのくらい見込む必要があるか。・・・8
- Q27 月単位の週休2日(発注者指定型)が達成できなかった場合又は、完全週休2日又は
月単位の週休2日を達成した場合の請負代金額の変更を増減処理としてよいか。・・・・・・・8
- Q28 見積書を基に予定価格を作成している工事について、発注者が指定した週休2日が達成
できなかった時の請負代金額の変更はどのように行うのか。・・・・・・・8
- Q29 現場に出勤後すぐに降雨等に伴い現場作業を行わなかった場合、現場閉所(現場休息)と
みなしてよいか。・・・・・・・8
- Q30 市民からの苦情により、現場作業を中断した場合、現場閉所(現場休息)になるのか。・・・・8
- Q31 工事現場内で事故が発生し、現場作業ができない場合、現場閉所(現場休息)になるのか。・・・9
- Q32 現場事務所で書類整理等を行うだけであれば、現場閉所(現場休息)とみなしてよいか。・・・9
- Q33 現場事務所でなく、会社等で書類整理等の事務作業のみを行う場合は現場閉所(現場休息)
とみなしてよいか。・・・・・・・9
- Q34 最終変更時において工事完了していない場合は、どのように請負代金額の変更をするの
か。・・・・・・・9
- Q35 受注者からの完全週休2日又は月単位の週休2日の実施希望がなかったが、工事完了時に
完全週休2日又は月単位の週休2日が達成できていることが確認できた場合、補正率を変更し、
請負代金額の変更を行ってもよいか。・・・・・・・9
- Q36 既存建物の改修を含む増築工事においても月単位の週休2日を必須とするのか。・・・・・・・9
- Q37 明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、どのように対応したら
よいか。・・・・・・・9

Q 1 必ず土曜日及び日曜日に休まないといけないのか。

A 1 原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（休日）とします。ただし、工事の進行や関連工事及び施設管理者との調整上止むを得ず作業を行う必要があれば、振替を行うことも可能です。

Q 2 休日等取得計画表兼実績表の現場閉所（現場休息）予定日の振替日はいつでもよいか。

A 2 振替日は、対象期間内において設定してください。ただし、監督員と協議し、過度に工事完了日直前にまとめて振替日を設定する等、週休2日の趣旨と極端にかけ離れる設定は避けてください。なお、月単位の週休2日を実施している場合は、月単位の達成が確保できるように振替日を設定してください。

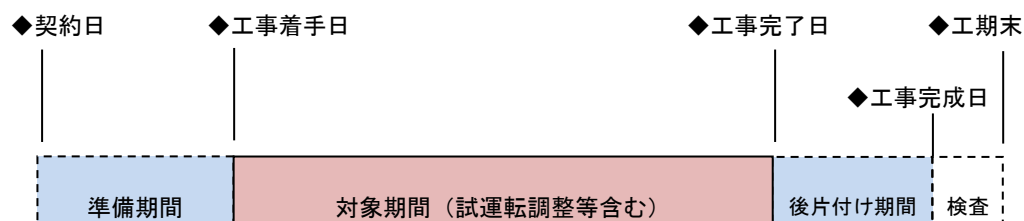
Q 3 夏期休暇（3日間）及び年末年始休暇（6日間）はどのように定めるのか。

A 3 夏期休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画表兼実績表」に計画と実績を明示してください。なお、夏期休暇及び年末年始休暇は、連続休暇として定めてください。

Q 4 週休2日の対象期間はいつからいつまでか。

A 4 対象期間とは、工事目的物の施工に係る現場作業（直接工事費に計上されているもの）を行っている期間（工事着手日（準備期間は含まない。）から工事完了日（後片付け期間は含まない。）までの期間）とします。なお、対象期間には年末年始休暇6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む）は含みません。

工事着手日の前や工事完了日の後に行う会社での書類作成・整理は、現地作業が伴わないため、対象期間外とします。なお、準備期間とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所の設置等をいう。）の期間のことです。



工事着手前の計画表における工事着手日及び工事完了日と工事完了後の実績表における、工事着手日及び工事完了日とが異なっても、問題ありません。

Q 5 休日も警備員による交通誘導等が必要な場合、交通誘導は現場作業となるのか。

A 5 休日の交通誘導や巡回パトロール、保守点検等など現場管理上必要な作業、また災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合、現場見学会等、現場を公開する場合などについては、現場作業に含みません。これらの作業は、現場閉所（現場休息）とみなします。また、現場代理人が巡回を行う場合においても、現場閉所（現場休息）とみなします。

Q 6 工事完了日とは何か。

A 6 工事完了日は工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とします。なお、工事着手日及び工事完了日は「休日等取得計画表兼実績表」に計画と実績を明示するものとします。

Q 7 休日の取得確認はどのように行うのか。

A 7 「休日等取得計画表兼実績表」に休日の取得実績を記入し、毎月初めに履行報告に併せて監督員に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類（工事週報（週休 2 日用））を併せて提示し、休日の取得確認を行います。

Q 8 週休 2 日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A 8 現在の工期設定においては、土曜日、日曜日、国民の祝日、夏期休暇及び年末年始の休暇を見込み設定しており、週休 2 日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。

なお、天候の不良など受注者の責めによらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、広島市建設工事請負約款第 21 条の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q 9 どのような場合に請負代金額の変更対象となるのか。

A 9 完全週休 2 日又は月単位の週休 2 日の実施を希望し達成できた場合又は、月単位の週休 2 日（発注者指定型）を達成できなかった場合、請負代金額の変更対象とします。（「広島市週休 2 日工事試行要領（建築・設備工事）」第 6 条及び第 7 条）

Q 10 工事成績評定で評価するのか。

A 10 対象期間において週休 2 日を達成できた場合、工事成績評定において監督員及び工事担当課長の評価項目である「工程管理」の項目で評価します。

【監督員用】（考査項目別運用表 別紙－1④ 2. 施工状況 II. 工程管理）

☒ 休日・代休の確保を行なっている。

※上記 1 事項のみで評価する。

【工事担当課長用】（考査項目別運用表 別紙－2① 2. 施工状況 II. 工程管理）

☒ その他〔理由：現場閉所（現場休息）による週休 2 日の確保に取り組んだ。〕

※ 上記 1 事項のみで評価するが、この 1 事項の評価だけをもって a 評価とするものではない。（ただし、他の事項で評価されるものがあり、総合的に判断して a 評価となることを拒むものではない。）

Q 11 週休 2 日が達成できなかった場合に工事成績評定でのペナルティーはあるのか。

A 11 週休 2 日が達成できなかった場合に工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q 12 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休 2 日工事として認められないことになるのか。

A 12 受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる場合は、原則として、受発注者間の協議により「広島市週休 2 日工事試行要領」の第 2 条 2 対象期間（工事着手日から工事完了までの期間）から除外する期間を決定します。

Q 13 土木工事では、週休 2 日工事の場合、共通仮設費、現場管理費について補正を行うこととしているが、これらの経費について建築・設備工事では補正を行わない理由は何か。

A 13 建築・設備工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期（T）に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休 2 日（現場閉所（現場休息））を前提とした工期で設定するため補正は必要ありません。ただし、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表による設備工事については、共通仮設費及び現場管理費についても補正します。

Q14 週休2日（現場閉所（現場休息））を実施する場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる引上げが必要ではないか。

A14 現場管理費及び一般管理費等については、工事規模が小さいほど率が大きくなる算定式を用いて費用を算出しております。

また、建築・設備工事において、現場管理費については工期（T）に応じて算出しており、週休2日（現場閉所（現場休息））を確保するために設定された工期に応じた費用を計上しています。

Q15 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。

A15 週休2日工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

Q16 週休2日工事の労務費補正を行う場合（契約変更時）、請負比率を乗じるのか

A16 労務費補正による請負代金額の変更は、当初請負比率を乗じます。

Q17 週休2日（現場閉所（現場休息））確保のためには適正な工期設定が必要ではないか。

A17 工事着手日選択型契約方式の積極的活用や「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づき適正な工期を設定することとしています。

あわせて、新築・増築工事では、（一社）日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」を参考活用することとしています。

Q18 週休2日（現場閉所（現場休息））とすることで広島市発注の建築・設備工事では工期はどうなるのか。

A18 広島市では、従前より「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づき、原則として週休2日を前提とした工期を設定してきており、今回の週休2日工事とすることで工期が変わることはありません。

Q19 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や、工事事務等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

A19 受注者の責めによらない事由等により工事を実施できないと認められる場合は、原則として、受発注者間の協議により「広島市週休2日工事試行要領」の第2条2 対象期間（工事着手日から工事完了までの期間）から除外する期間を決定します。

Q20 現場閉所（現場休息）の確認は監督員の現地での確認が必要か。

A20 原則、工事週報（週休2日工事用）にて確認することとし、監督員の現地確認は必要ありません。

Q21 工事完成検査時や請負代金の支払い後に虚偽の申請が行われたことが判明した場合、どのように対応するか。

A21 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第2条第1項別表の措置要件24「不正又は不誠実な行為等」カにより工事契約課において指名停止措置を行うことなどが考えられます。

Q22 請負代金額の変更を行う前には、事務処理にある程度の期間が必要である。完全週休2日又は月単位の週休2日を達成した（する）と判断する時期についてはいつごろを想定しているか。

A22 工事完了日以降で完全週休2日又は月単位の週休2日を達成が確認できた日を想定しています。なお、工期の設定にあたっては概成工期の適切な設定を行い、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間を確保し、事務処理に必要な期間を適切に確保できるよう考慮してください。

概成工期とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了しているべき期限です。

【参考】「建設工事における適切な工期設定のためのガイドライン」より

- ・国土交通省発注の土木工事においては、20日間を最低限必要な「後片付け期間」とし、工事規模や地域の状況に応じて期間を設定しています。

Q23 過年度にわたる長期工事の場合は、いつ請負代金額の変更をするのか。

A23 最終年度において請負代金額の変更を行います。

Q24 要領に定めのない事項が発生した場合、どのように対応すればいいのか。

A24 「広島市週休2日工事試行要領」の第10条に記載の通り、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めます。

Q25 改修工事の場合、適正工期をどのように設定すればよいか。

A25 新築及び増築工事と同様に、準備期間と後片付け期間を見込んだ工期設定を考慮してください。また、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（令和7年7月中央官庁

営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議）を適宜参考としてください。

Q26 改修工事の場合、後片付け期間が明確になっていないが、どのくらい見込む必要があるか。

A26 「建設工事における適切な工期設定のためのガイドライン」を参考としてください。

【参考】「建設工事における適切な工期設定のためのガイドライン」より

- ・国土交通省発注の土木工事においては、20日間を最低限必要な「後片付け期間」とし、工事規模や地域の状況に応じて期間を設定しています。

Q27 月単位の週休2日（発注者指定型）が達成できなかった場合又は、完全週休2日又は月単位の週休2日を達成した場合の請負代金額の変更を増減処理としてよいのか。

A27 軽微な設計変更（請負代金額の変更に至らない場合）として取り扱うことができます（平成22年6月11日付建築・設備工事担当課長あて事務連絡に該当する場合）。

Q28 見積書を基に予定価格を作成している工事について、発注者が指定した週休2日を達成できなかった時の請負代金額の変更はどのように行うのか。

A28 見積書を基に予定価格を作成している工事（エレベーター設備工事など）については、請負代金額の変更の対象外とします。

Q29 現場に出勤後すぐに降雨等に伴い現場作業を行わなかった場合、現場閉所（現場休息）とみなしてよいのか。

A29 現場に出勤後、降雨等で現場作業を行わず、すぐに帰宅等すれば現場閉所（現場休息）として取り扱いますが、現場事務所で書類整理等の事務作業などを行った場合は、現場閉所（現場休息）としては認められません。

現場作業実施後に、降雨等で中止した場合については、既に現場作業を実施しているため、現場閉所（現場休息）として認められません。

Q30 市民からの苦情により、現場作業を中断した場合は、現場閉所（現場休息）になるのか。

A30 市民からの苦情により現場作業を中断した場合については、既に現場作業を実施しているため、現場閉所（現場休息）として認められません。

Q31 工事現場内で事故が発生し、現場作業ができない場合は現場閉所（現場休息）になるのか。

A31 警察や労働基準監督署の現場検証等で、現場作業ができない場合は、現場閉所（現場休息）として取り扱って下さい。

Q32 現場事務所で書類整理等を行うだけであれば、現場閉所（現場休息）とみなしてよいのか。

A32 現場閉所（現場休息）とは、現場事務所で書類整理等の事務作業を含めて実施されていない状況を指しますので、現場閉所（現場休息）とは認められません。

Q33 現場事務所でなく、会社等で書類整理等の事務作業のみを行う場合は現場閉所（現場休息）とみなしてよいのか。

A33 現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」（現場休息とは、「1日を通して現場作業が無い状態」）としているので、現場閉所（現場休息）として取り扱って下さい。

Q34 最終変更時において工事完了していない場合は、どのように請負代金額の変更をするのか。

A34 「休日等取得計画表兼実績表」をもとに受注者と協議のうえ、工事完了日までの見込みにより変更を行って下さい。

Q35 受注者から、完全週休2日又は月単位の週休2日の実施の希望がなかったが、工事完了時に完全週休2日又は月単位の週休2日が達成できていることが確認できた。補正率を変更し、請負代金額の変更を行ってもよいのか。

A35 工事着手日までに、完全週休2日又は月単位の週休2日の実施の希望を発注者に書面にて提出していない場合は、請負代金額の変更対象にはなりません。

Q36 既存建物の改修を含む増築工事においても月単位の週休2日を必須とするのか。

A36 原則は、月単位の週休2日を必須としてください。ただし、休館日等に現場施工が必要で月単位の週休2日の取組により適正工期が確保できない恐れがある場合は、通期の週休2日を必須として発注することも可能です。既存建物の改修規模なども考慮し、適切に判断してください。

Q37 明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、どのように対応したらよいのか。

A37 明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない場合は、受注者への聞き取りを実施し、その結果は技術管理課へ報告してください。なお、聞き取り内容は、当該工事の内容や状況により事前に技術管理課と協議を行ってください。